

## 新しい制度の概要と移行

同窓会の新しい制度の概要と、現在の制度からの移行に関して説明申し上げます。なお、新しい制度は2024年11月9日に開催する総会に提案する内容です。

### 1. 新しい制度

新しい制度で大きく変わる点は以下の二点です。

- ・今までの正会員を一般会員と正会員に分ける
- ・一般社団法人にする

同窓生や現旧教職員の皆様のご要望に応じた会員種別を選択できるようにしました。会費をご負担いただき同窓会からのサービスの提供を受けることができる会員（正会員）と、会費のご負担がない会員（一般会員または特別会員）を設定しました。

時代と社会情勢に合わせたガバナンスの制定とコンプライアンスを維持するために、一般社団法人に移行します。

### 2. 新しい会員種別

新しい会員種別は以下のとおりです。

会員種別	一般会員	正会員	特別会員	賛助会員
資格要件	卒業生	一般会員、特別会員から申し込みをした者	現旧教職員	賛助を希望する個人または団体
申し込みの必要性	なし	あり	なし	あり
会費	なし	あり	なし	あり
情報提供*1	あり	あり	あり	あり
サービス提供*2	なし	あり	なし	あり

\*1： 同窓会公式ホームページで会報誌等をご覧いただくことができます。

\*2： 以下4項をご参照ください。

### 3. 入会金の変更

今までは卒業時に5年分の維持会費として20,000円を納入していただいていたのですが、新しい制度では入会金に移行します。入会金は同窓生の名簿データベースの維持管理、情報提供のためのホームページ維持管理などの費用に充当します。

### 4. 正会員の開設

正会員になるためには別途定める申し込みが必要になります。

一般会員（卒業生）と特別会員（現旧教職員）は正会員になることができます。お申し込みいただき理事会の承認により正会員となります。正会員には同窓会から会報誌（冊子）をお送りします。また、母校部活動の大会などの情報提供や鶴ヶ丘祭などのご案内をする予定です。寄付金を贈呈していただいた正会員には応援グッズの提供なども企画しています。（ご寄付の金額に応じた提供になります。）

### 5. 会費の変更

一般会員と特別会員は会費が不要となります。

正会員の会費は以下を予定しています。なお、会費に関しては法人設立後の理事会にて正式に決定する予定です。

正会員の会費

- ・会費額： 5,000円（年額）
- ・会報誌（冊子）が不要な場合は3,000円になります。
- ・会費を減免する制度を設けます。

### 6. 社員と代議員制度

卒業生は3万7千名を超えるため、ボランティアで少人数の役員で直接民主制を行うのが難しいため、間接的に同窓生の意見を運営に反映させる手段として代議員制度を導入します。代議員は一般社団法人の社員の地位を持ちます。一般社団法人における社員とは、法人の意思決定に関与する構成員を指します。ここでいう「社員」は、一般的な企業での従業員や職員を指す「社員」とは異なります。代議員は正会員の中から正会員による選挙により選ばれます。（間接民主制となるため、一般会員や特別会員から意見を伝える直接請求制度を設定します。）

### 7. 定款（案）

定款（案）に関しては別紙「定款の説明」をご参照ください。

## 新しい制度への移行

新しい制度への移行に伴い現在の同窓会（任意団体）は閉鎖となります。新しい制度への移行は以下のとおりです。

### 1. 一般社団法人の設立日

新しい制度での一般社団法人の設立日は以下を予定しています。

2025年8月8日

### 2. 現在の同窓会の閉鎖日

現在の同窓会の閉鎖は会計年度の終了日（2025年8月31日）を予定しています。

### 3. 移行

現在の同窓会の会員はすべて一般社団法人の一般会員と特別会員に移行します。

現在の同窓会の閉鎖に伴い、同窓会が保有する個人情報、ホームページなどの知的財産権、資産などは一般社団法人に移管する予定です。

### 4. 2024年11月に開催する総会に諮る内容

2024年11月9日に開催する総会の第三号議案は以下のとおりです。

- ・時代と社会情勢に合わせた制度の変更を提案します。
- ・一般社団法人に移行することを提案します。
- ・移行に伴い現在の任意団体である同窓会は閉鎖します。
- ・一般社団法人の設立日は2025年8月8日とします。
- ・設立時の役員は現在の役員として、設立時代表理事と会長は現在の会長とします。
- ・現在の同窓会の閉鎖に伴い現在の同窓会の会員は一般社団法人の一般会員と特別会員に移行します。
- ・現在の同窓会の閉鎖に伴い同窓会が保有する個人情報、ホームページなどの知的財産権、資産などを一般社団法人に移管します。
- ・これらに必要な手続きや細則の制定を現在の役員会で行います。
- ・一般社団法人に移行した後に正会員の申し込みの案内を行います。

以上